

2026年1月15日

株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の社債権者 各位

株式会社日新  
代表取締役社長 筒井 雅洋

株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）  
の条件変更に関する社債権者集会開催について

株式会社日新（以下「当社」といいます。）は、当社が2024年8月29日に発行した総額100億円の株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）（以下「本社債」といいます。）について、本社債の社債要項に定める償還価額並びに償還及び利息支払の期限の条件変更（具体的な内容は下記2.に記載するとおりであります、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、お知らせいたします。

### 1. 本社債権者集会開催の理由

2025年9月12日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む議案について、2025年9月12日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決され、その結果、2025年10月15日をもって当社の普通株式は上場廃止となり、本株式併合の効力発生日である2025年10月17日付で、当社の株主は株式会社BCJ-98及び日新商事株式会社の二社のみとなり、その後、当社は株式会社BCJ-98の完全子会社となりました（以下「本非公開化」といいます。）。

当社が、本非公開化に伴い、本社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、本社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更前の本社債の償還期限までの利息相当額を加算して算出しております。

### 2. 本社債に関する社債権者集会の日時、場所、目的事項及び議案の内容

本社債の条件変更は、下記のとおり開催予定の社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

記

- (1) 日 時 2026年2月12日（木）午前10時  
 (2) 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号  
     株式会社日新 東京本社（住友不動産半蔵門駅前ビル6階）604会議室  
 (3) 目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件  
 (4) 議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更部分)

変更前	変更後
6. 償還価額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還価額 各社債の金額100円につき金 <u>101.35391</u> 円
10. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2027年 <u>8月27</u> 日にその総額を償還する。	10. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2026年 <u>3月25</u> 日にその総額を償還する。
11. 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年2月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年2月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2026年2月28日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

### 3. 「本社債の社債権者であることを証する書面」(86条証明書)の提示手続のご案内

本社債権者集会において議決権を行使される場合は、ご出席の如何にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項及び第2項に従い、本社債権者集会の開催日の1週間前（2026年2月4日（水）必着）までに、本社債に係る86条証明書（振替法第86条第3項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第68条第3項各号に掲げる事項を証明した書面）を当社にご提出いただく必要がありますので、同日までに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の宛先まで郵送にてお送りください。なお、ご提出いただいた86条証明書は、当社において本社債権者集会終了までの間お預かりし、「預り証」を発行いたします。本社債権者集会にご出席の際は、「預り証」（原本）をご提示ください。「預り証」（原本）のご提示をもって、86条証明書の提示があったものとみなします。

\* : 86条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本

社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

#### 4. 書面による議決権の行使の期限

書面により議決権を行使される場合には、2026年2月10日（火）午後3時（必着）までに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、同通知記載の宛先まで、必要書類とともに、議決権行使書面を郵送にてお送りください。

#### 5. 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項

同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。但し、議決権行使の内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取り扱うことといたします。

#### 6. 各議案についての賛・否・不統一行使の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合において、各議案に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとする取扱い

各議案についての賛・否・不統一行使の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

#### 7. 議決権行使書面と86条証明書に記載の金額に相違がある場合の取扱い

議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会の開催日の保有金額（86条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱うことといたします。

#### 8. 本社債権者集会に関するお問い合わせ先

株式会社日新

経理部財務課 Tel : 03-3238-6636 Fax : 03-3238-6638

電子メールによるお問い合わせ先 bondholdersmeeting@nissin-tw.com

以上